

3. 学生生活

学生生活規則

第1章 総則

(目的)

- 第1条** YICS 学生生活規則（以下「本規則」という。）は、YICS 学生生活指導と、関連する学生および教職員が遵守すべき諸事項を定めたものであり、YICS の学生が健康で安全な学びの共同体である学校生活を送ることができるように助けることを目的とする。
- 2** 本規則を守れない場合には、反省文（YICS 第3-1号様式）の提出を要求される。提出を拒んだ場合、あるいは提出をしても反省が見られない場合等、状況により、保護者との面談を行う場合がある。

第2章 学生生活指導

(服装)

- 第2条** 服装は制服を着用する。特に、登校・下校の際は制服でなければならない。
- 一 制服とは以下の物を指す。
- イ 白のワイシャツ
 - ロ 指定されたネクタイ（男子）
 - ハ 指定されたリボンまたはネクタイ（女子）
 - ニ パンツ（男子）
 - ホ スカート（女子）
 - ヘ ジャケット
 - ト カーディガン（黒、グレー、紺に限る。）
 - チ 運動靴もしくは革靴またはレインブーツ
- 二 夏服、冬服は天候や体調に合わせて着用する。
- 三 冬場は防寒具を着用し、温かくすること。
- 四 体育時間には指定の体育服を着用すること。
- 五 校外活動の際は制服を着用すること。ただし、教師が特別に指示をした場合はこの限りではない。
- 六 許可を受けた授業以外で、制服を着用していないために、生徒会から指摘を受けたにも関わらず、着替えを怠り、授業に出席した場合、授業担当教師の指示のもと、着替えを行い、遅刻として処理をする。さらに担当教師の指示に従わない者は、欠

席として処理をする。

- 2 髪型およびネイルは学生としてふさわしく清潔にし、パーマおよび派手なカラーリングは禁止とする。
- 3 就学時間内は室内履きを着用する。ただし、体育の時間はこの限りではない。なお、サンダルは許可しない。
- 4 女子のスカートの丈は膝の上下 5cm 以内とする。
- 5 スキンローション、無色のリップクリームおよび無色の日焼け止めを除き、化粧は禁止とし、違反した場合には担任教師の指導の下、洗い流すものとする。
- 6 時計、派手ではないヘアピンおよびヘアゴムを除くすべてのアクセサリーの着用を禁止する。ただし、純潔の指輪はこの限りではない。
- 7 女子のストッキングは肌色、黒、紺とする。

(就学時間)

第 3 条 本校の就学時間は 8 時 30 分から放課後ホームルーム終了時とし、遅刻および欠席をする場合には、担任教師に事前に連絡をすること。

- 2 8 時 30 分までに着席をすませない者は遅刻とする。
- 3 授業時間を守る。授業時間内は担当教師の許可なく退室をしてはならない。
- 4 授業を妨害してはならない。
- 5 担当教師が特別な連絡なしに授業開始後 5 分を過ぎても教室に入らない場合は、クラス長が教務室に連絡をする。
- 6 他のクラスとの協同授業や移動授業の後は周りをきれいに整理整頓すること。
- 7 下校時刻は年間を通して 18 時とする。それ以降に居残りが必要な者は、1 時間を限度として教師の許可を受ける。その際、教務室の「居残り届」に署名をし、教師のサインを受けるとともに、保護者の許可を得ること。なお、18 時に指示があったにも関わらず、無許可で下校しない者は、翌日、遅刻として扱う。
- 8 娯楽用品の使用は、お昼休みおよび放課後のみとする。守らない者は 1 週間の没収および貸し出しの停止とする。

(携帯電話・スマートフォンおよび電子機器等の取り扱い)

第 4 条 携帯電話やスマートフォン、タブレット、ノートパソコン、ポータブルオーディオ、デジタルカメラ、ビデオカメラ等（以下、「携帯電話等」という。）は朝のホームルームの際に担任教師に提出し、放課後のホームルームにおいて本人に返却する。ただし、電子辞書はこの限りではない。

- 2 学校のノートパソコンは必ず専用のキャビネットで保管すること。
- 3 学校のノートパソコンを授業時間に使用する場合は、担当教師の指導のもと搬入および搬出をする。また、授業時間外の使用の際は教務室の「パソコン使用願」に記入し、教師

の許可を受けること。その際の使用場所は教師の目の届く場所に限り、監督の教師がいない場合には1階カフェスペースとする。ただし、使用は授業などに関わるものに限り、個人の楽しみのために使用することはできない。

- 4 就業時間内は携帯電話等を使用してはならない。万一、携帯電話等を提出せず、無断で使用していることが見つかった場合、没収し、学校で1週間の期限を定め保管する。
- 5 各電子機器に、ドラマ、ミュージックビデオ、映画、淫乱画像および動画、漫画、インターネット小説等をダウンロードしてはならない。
- 6 (削除)
- 7 就学時間外であっても、下校時刻である18時までは校内において個人の携帯電話・スマートフォンによる動画の閲覧、ゲーム、その他これに類することをしてはならない。ただし、授業の課題等、教師により許可を受けた場合にはこの限りではない。ただし、居残り届を提出している場合には、許可をした教師の指示によるものとする。

(就学時間内の学外の外出)

第5条 就学時間内の学外への外出は原則として禁止する。

- 2 外出の必要がある場合には担任教師に相談する。担任教師が不在の場合は他の教師の許可を受け、許可した教師は必ず担任教師に伝達すること。

(安全管理)

第6条 危険な遊びをしてはならない。火遊び、教育館および屋上への立ち入り、暴力、物を振り回す等の行為は禁止する。

- 2 危険物(火薬、ナイフ、銃器等)の所持を禁止する。
- 3 暴力行為および体罰は禁止する。
 - 一 学生間および教師による身体的、精神的に他者を傷つける一切の言動を禁止する。
 - 二 クリスチャンとして、相手を敬い、尊重すること。
- 4 学校および教会の備品を破損または紛失をしないこと。破損および紛失をした場合には直ちに教務室に報告すること。その際、弁償を求められる場合もある。
- 5 教師の許可なく、3階や4階および厨房に立ち入ってはならない。

(登下校)

第6の2条 自転車で登下校するものは、安全に十分配慮し、道路交通法を遵守すること。

(男女交際)

第7条 男女交際は教師の指導の下で行う。

- 2 クリスチャンとしての節度を守り、純潔を守ること。

(飲食物)

第8条 授業中に飲食はしてはならない。ただし、お茶と水はこの限りではない。

第3章 懲罰規定

(懲罰委員会)

第9条 学生の懲罰手続きおよび内容を審議、議決のため「懲罰委員会」を置く。

2 懲罰委員会の委員は、校長、学生部顧問、当該生徒の担任、PTA 会長とする。ただし、学生部顧問と担任が重複する場合には、当該年度以前に担任であった教師、あるいは当該生徒を良く知る他の常勤教師1名を校長が指名し、代理とする。

3 本規則に違反した者および他者に迷惑をかける場合または学校生活を困難にする学生として判断される場合には懲罰委員会の審議をもち、その決定に従うこと。

(懲罰項目)

第10条 懲罰対象となる項目は以下の通りとする。

- 一 暴力行為
- 二 喫煙
- 三 薬物、シンナー、麻薬、危険ドラッグ
- 四 飲酒
- 五 淫乱行為
- 六 窃盗
- 七 無断外出
- 八 不正行為（試験での不正行為、機密文書の流出および流布行為）
- 九 青少年犯罪として定められた行為
- 十 その他、上記に準じる重大な行為

(懲罰手続き)

第11条 手続きの順序は以下の順序とする。

- 一 状況の発生
- 二 学生部受理
- 三 学生面談（学生意見陳述、客観的状況把握および学生の反省状況点検）後、学生が直接状況説明書作成
- 四 担任教師への通達
- 五 担任教師が保護者に状況説明
- 六 必要に応じて専門相談教師の学生相談
- 七 懲罰委員会召集および懲罰内容の決定（必要に応じて担任教師の同席可能）
- 八 保護者への通達
- 九 保護者面談（保護者意見陳述）および同意書作成
- 十 学生面談および同意書作成
- 十一 懲罰通達および懲罰執行

十二 学生面談後、反省文作成

- 2 懲罰事項が重なった場合、上位段階の懲罰が与えられる。
- 3 高等課程に懲罰履歴がある者は、学生会長候補になることができない。

第4章 生徒会

(生徒会)

第12条 生徒会においては、Yohan International Christian School 生徒会規約に基づくものとする。

第5章 校外活動

(アルバイト)

第13条 アルバイトに従事する学生は、必ず学校にアルバイト許可願（YICS 第3-2号様式）を提出し、許可を得ること。万が一、許可なくアルバイトをしていることが発覚した場合には、退学以下の厳罰に処するものとする。

2 アルバイトは職安通りを新宿駅側に越えた範囲及び安全上、風紀上または教育上問題があるとみなされる場所で行ってはならない。

附 則

(施行期日)

- 1 本規則は2015年5月15日より施行する。
- 2 第1回改訂 2015年8月28日より施行する。
- 3 第2回改訂 2016年4月1日より施行する。
- 4 第3回改訂 2017年4月1日より施行する。